

# 数量品質の確認が必要な補助金の 助成対象数量等の確認について

令和2年9月

**農林水産省**  
政策統括官

# 目 次

## 【収入減少影響緩和交付金対策】

- 1. 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）対象となる米穀の範囲の見直し . . . . . 1
  - （参考1）ナラシ対策の申請・交付の流れ . . . . . 2
  - （参考2）ナラシ対策の対象となる米穀の数量を確認するための提出資料 . . . . . 3
  - （参考3）ナラシ対策の交付金の支払における確認・審査のポイント . . . . . 4

## 【畑作物の直接支払交付金】

- 2. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の対象となる麦・大豆・そばの範囲の見直し . . . . . 5
  - （参考1）ゲタ対策の申請・交付の流れ . . . . . 6
  - （参考2）ゲタ対策の対象となる麦、大豆、そばの品質・数量を確認するための提出資料 . . . . . 7
  - （参考3）ゲタ対策の交付金の支払における確認・審査のポイント . . . . . 8

## 【水田活用の直接支払交付金】

- 3. 水田活用の直接支払交付金の対象となる米穀の範囲の見直し . . . . . 9
  - （参考1）水田活用の直接支払交付金の申請・交付の流れ . . . . . 10
  - （参考2）水田活用の直接支払交付金の対象となる米穀の数量等を確認するための提出資料 . . . . . 11
  - （参考3）水田活用の直接支払交付金の支払における確認・審査のポイント . . . . . 12

## 【参考資料】

- （参考1）「農産物規格・検査に関する懇談会」中間論点整理（平成31年3月29日）（抜粋） . . . . . 13
- （参考2）規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日）（抜粋） . . . . . 14
- （参考3）経営所得安定対策PR版 . . . . . 15
- （参考4）水田活用の直接支払交付金PR版 . . . . . 16

# 1. 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）の対象となる米穀の範囲の見直し

## （現行の対象）

1 農産物検査3等以上の米穀で販売されたもの

2 災害等により農産物検査3等に満たない米穀で  
主食用に販売されることが客観的に確認できるもの

など

## （見直し後の対象）

1 農産物検査3等以上の米穀で販売されたもの

### 2 1以外の場合、以下を満たす主食用米で販売されたもの

- ① 販売先において主食用途とすることが決定していること
- ② 1.7mm以上のふるい目を使用して調製された米穀であること
- ③ 水分含有率16%以下の米穀であること
- ④ 産年、産地、品種が確認できること

3 災害等により農産物検査3等に満たない米穀で  
主食用に販売されることが客観的に確認できるもの

など

※ 令和3年産から適用

## (参考1) ナラシ対策の申請・交付の流れ

(交付までの流れ)

〔米について<sup>(※)</sup>農産物検査に代わる手法により申請があった場合〕

1 加入時に営農計画書を提出



これまでと同様に営農計画書を提出



2 交付申請時に確認書類を提出



助成対象数量として、主食用として販売された米穀の数量を確認する必要があるため、申請者が①～④を証明する書類等を追加で提出。

① 販売先において主食用途とすることが決定していること  
(販売先の確約書又は契約書等)

② 1.7mm以上のふるい目で調製した米穀であること  
(1.7mm以上のふるい目で調製したことを明記した販売伝票等)

③ 水分含有率16%以下の米穀であること  
(水分含有率16%以下であることを明記した販売伝票等)

④ 産年、産地、品種が確認できること  
(種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等)

3 交付金の交付



※ 麦、大豆等は、ゲタ対策(数量払)の交付対象数量となったものが、ナラシ対策の対象となる(これまでと同様)。

## (参考2) ナラシ対策の対象となる米穀の数量を確認するための提出資料

### 農産物検査で格付けされた米穀 (現行)



- 出荷・販売した数量を確認できる資料(販売伝票等)
- 農産物検査結果通知書(3等以上であること)

### それ以外の米穀 (新設)



- 出荷・販売した数量を確認できる資料(販売伝票等)
- 販売先において主食用途とすることが決定していることが確認できる資料  
(販売先の確約書又は契約書等)
- 1.7mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる資料  
(1.7mm以上のふるい目で調製したことを明記した販売伝票等)
- 水分含有率16%以下の米穀を販売したことが確認できる資料  
(水分含有率16%以下であることを明記した販売伝票等)
- 産年、産地、品種が確認できる資料  
(種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等)

農政局等が、

- ① 主食用米としては、著しく安い価格での取引となっていないか
  - ② 作付計画面積に比べて、生産実績が過大になっていないか
  - ③ 返品分が含まれるなど、販売数量が過大になっていないか
- 等を確認。必要に応じて、交付申請者やその取引先にも確認

## (参考3) ナラシ対策の交付金の支払における確認・審査のポイント

〔 農産物検査に代わる手法により申請があった場合の確認・審査のポイント 〕

1 加入時に営農計画書を提出

2 交付申請時に確認書類を提出

〔 農産物検査通知書に代えて、  
主食用途とすることが確認できる  
資料等を提出 〕

農政局等が、

- ① 主食用米としては、著しく安い価格での取引と  
なっていないか
- ② 作付計画面積に比べて、生産実績が過大になっ  
ていないか
- ③ 返品分が含まれるなど、販売数量が過大になっ  
ていないか

等を確認

3 ① 確認・審査の結果、疑義のあるもの  
② 疑義情報が寄せられたもの  
については、交付申請者等に確認

農政局等が、交付申請者やその取引先に対して

- ① 最終的な用途は何か（主食用途にされているか）
- ② その数量はどのくらいか

等をヒアリングや追加資料要求で確認

4 不正が疑われるものについては、立入調査を実施

5 不正が明らかとなった場合、交付金の不交付や返還を措置

## 2. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の対象となる麦、大豆、そばの範囲の見直し

### （現行の対象）

- 1 農産物検査で等級の格付けがされ、出荷・販売契約に基づき販売等されたもの ※品質区分に応じて交付単価を決定

### （見直し後の対象）

- 1 農産物検査で等級の格付けがされ、出荷・販売契約に基づき販売等されたもの ※品質区分に応じて交付単価を決定

### 2 1以外の場合、以下を満たすもので、出荷・販売契約に基づき販売等されたもの

- ① 品質区分の確認を的確に実施できること
- ② 品質区分と同等の品質に相当するものであること

※品質区分に応じて交付単価を決定

- ・ 小麦にあっては、パン・中華麵用品種及び非パン・中華麵用品種のそれぞれについて「1等」又は「2等」に相当するもの
- ・ 二条大麦、六条大麦及びはだか麦にあっては、「1等」又は「2等」に相当するもの
- ・ 大豆にあっては、普通大豆の「1等」、「2等」、「3等」又は特定加工用大豆の「合格」に相当するもの
- ・ そばにあっては、「1等」又は「2等」に相当するもの

※ 令和3年産から適用

# (参考1) ゲタ対策の申請・交付の流れ

(交付までの流れ)

1 加入時に営農計画書を提出



2 面積払の現地確認、面積払の交付



3 数量払申請時に確認書類を提出



4 数量払の交付

〔 農産物検査に代わる手法により  
申請があった場合 〕

助成対象数量として、**現行の品質区分と同等の品質であるものの数量を確認**する必要があるため、**品質区分の確認を的確に実施できることを要件として追加。**

- ・営農計画書の提出に加えて、品質確認主体※における、品質区分の確認方法、実施体制、機械器具の整備状況等を示す書類を追加で提出
- ・農政局等の立会の下、品質確認主体の品質確認方法等の妥当性を確認

助成対象数量として、**現行の品質区分と同等の品質であるものの数量を確認**する必要があるため、**品質区分と同等のものであることを要件として追加。**

- ・申請者が品質区分を満たしていることを確認できる書類(品質確認主体が発行した品質確認結果通知書等)を提出
- ・品質確認主体が品質区分の確認の実施状況に関する書類を作成・保管
- ・農政局等が、品質区分の確認の実施状況の妥当性を確認

※農産物検査の登録検査機関に代わり、品質区分の確認を行う者をいう。



## (参考2) ゲタ対策の対象となる麦、大豆、そばの品質・数量を確認するための提出資料

農産物検査で格付けされたもの  
(現行)



### 【加入申請時】

- 営農計画書

### 【数量払申請書の提出時】

- 出荷・販売した数量を確認できる資料(販売伝票等)
- 農産物検査結果通知書

それ以外のもの  
(新設)



### 【加入申請時】

- 営農計画書
- 品質確認主体が品質区分の確認を的確に実施できることを示す資料  
(品質確認主体における品質確認方法、実施体制、機械器具の整備状況等が分かる資料 等)

農政局等が、その立会いの下、品質確認主体の品質確認方法等の妥当性を確認

### 【数量払申請書の提出時】

- 出荷・販売した数量を確認できる資料(販売伝票等)
- 品質区分を満たしていることを確認できる資料  
(品質確認主体が発行した品質確認結果通知書等)

農政局等が、品質確認主体に対し、  
・品質確認記録帳(原簿)の確認及び関係者への聞き取り  
・必要に応じて、立入調査  
を行い、品質区分の確認の実施状況の妥当性を確認

## (参考3) ゲタ対策の交付金の支払における確認・審査のポイント

〔 農産物検査に代わる手法により申請があった場合の確認・審査のポイント 〕

### 1 加入時に営農計画書を提出

〔 営農計画書に加え、品質区分の確認を的確に実施できることを示す資料を提出 〕

農政局等が、品質確認主体に対し、  
① 実施方法の手順書やマニュアルが整備されているか  
② 品質確認に必要な設備、体制、実施責任者等が整備されているか  
③ 分析者の数から1日当たりの処理量は妥当か等を確認

### 2 数量払申請時に確認書類を提出

〔 農産物検査通知書に代えて、品質区分と同等のものであることを示す資料を提出 〕

農政局等が品質確認主体が保管する品質確認記録帳（原簿）等の確認を行い、適切に品質区分の確認が行われているかを確認

### 3 ① 確認・審査の結果、疑義のあるもの ② 疑義情報が寄せられたもの については、交付申請者・品質確認主体等を確認

〔 農政局等が交付申請者やその取引先、品質確認主体に対して1であらかじめ提出された方法に従い適切に品質確認が行われたか等をヒアリングや追加資料要求で確認 〕

### 4 不正が疑われるものについては、立入調査を実施

### 5 不正が明らかとなった場合、交付金の不交付や返還を措置

### 3. 水田活用の直接支払交付金の対象となる米穀の範囲の見直し

#### (現行の対象)

- 1 加工用米・新規需要米の取組計画書の認定等を受けて出荷・販売等されたものであって、原則として、農産物検査で飼料用米は合格以上、加工用米・米粉用米は3等以上のもの

#### (見直し後の対象)

- 1 加工用米・新規需要米の取組計画書の認定等を受けて出荷・販売等されたものであって、原則として、農産物検査で飼料用米は合格以上、加工用米・米粉用米は3等以上のもの

#### 2 1以外の場合、加工用米・新規需要米の取組計画書の認定等を受けて出荷・販売等されたものであって、以下をすべて満たすもの

- ① 加工用米・米粉用米の場合、
  1. 7mm以上のふるい目を使用して調製された米穀であること
- ② 飼料用米の場合、被害粒25%以下、異物1%以下等であること
- ③ 水分含有率16%以下の米穀であること

※ 令和3年産から適用

# (参考1) 水田活用の直接支払交付金の交付までの流れ

(交付までの流れ)

〔 加工用米、飼料用米、米粉用米について(※)  
農産物検査に代わる手法により申請があった場合 〕

1 加入時に営農計画書、  
加工用米・新規需要米の取組計画書等を提出

これまでと同様に営農計画書、  
加工用米・新規需要米の取組計画書等を提出

2 出荷・販売の実績報告時に  
確認書類を提出

助成対象数量として、加工用・飼料用・米粉用として  
販売された米穀の数量等を確認する必要があるため、  
申請者が①及び②を証明する書類を追加で提出。

- ①ア 加工用米・米粉用米の場合、  
1. 7mm以上のふるい目で調製した米穀であること  
(1.7mm以上のふるい目で調製したことを明記した  
販売伝票等)  
イ 飼料用米の場合、被害粒25%以下、異物1%以下等  
であること  
(被害粒25%以下、異物1%以下等であることを  
明記した販売伝票等)

3 交付金の交付

- ② 水分含有率16%以下の米穀であること  
(水分含有率16%以下であることを明記した販売伝票等)

※ 麦、大豆、新市場開拓用米については、  
農産物検査の受検は水田活用の直接支払交付金の  
要件としていない(これまでと同様)。

## (参考2) 水田活用の直接支払交付金の対象となる米穀の数量等を確認するための提出資料

### 農産物検査で格付された米穀 (現行)



#### 【加入申請時】

- 加工用米・新規需要米の取組計画書の認定等を受けたことが確認できる書類  
(加工用米・新規需要米の取組計画書等)

#### 【出荷・販売の実績報告時】

- 出荷・販売した数量を確認できる書類  
(数量報告書(飼料用米・米粉用米のみ)、  
販売伝票等)
- (飼料用米・米粉用米) 農産物検査結果通知書

### それ以外の米穀 (新設)



#### 【加入申請時】

- 加工用米・新規需要米の取組計画書の認定等を受けたことが確認できる書類  
(加工用米・新規需要米の取組計画書等)

#### 【出荷・販売の実績報告時】

- 出荷・販売した数量を確認できる書類  
(数量報告書(飼料用米・米粉用米のみ)、  
以下の事項が確認できる販売伝票等)
  - ・ 加工用米・米粉用米の場合、1.7mm以上のふるい目を使用して調製した米穀であること  
(1.7mm以上のふるい目で調製したことを明記した販売伝票等)
  - ・ 飼料用米の場合、被害粒25%以下、異物1%以下等であること  
(被害粒25%以下、異物1%以下等であることを明記した販売伝票等)
  - ・ 水分含有率16%以下の米穀であること  
(水分含有率16%以下であることを明記した販売伝票等)

## (参考3) 水田活用の直接支払交付金の支払における確認・審査のポイント

〔 農産物検査に代わる手法により  
申請があった場合の確認・審査のポイント 〕

1 加入時に営農計画書、加工用米・新規需要米の取組計画書等を提出



2 出荷・販売の実績報告時に  
確認書類を提出

〔 農産物検査結果通知書に代えて、  
加工用・飼料用・米粉用として販売された  
米穀の数量等を確認できる資料を提出 〕

〔 農政局等が、作付計画面積に比べて、生産実績が過大  
になっていないか等を確認 〕



3 ① 確認・審査の結果、疑義のあるもの  
② 疑義情報が寄せられたもの  
については、交付申請者等に確認

〔 農政局等が、交付申請者やその取引先に対して  
① 最終的な用途は何か（加工用・飼料用・米粉用に  
されているか）  
② その数量はどのくらいか  
等をヒアリングや追加資料要求で確認 〕



4 不正が疑われるものについては、立入調査を実施



5 不正が明らかとなった場合、交付金の不交付や返還を措置

< 參考資料 >

1 総論

農産物規格・検査については、流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直しを図っていく必要がある。

本懇談会では、調製・流通段階での機器の現状や現行制度の運用状況、米流通の現状を踏まえ議論を重ねた結果、農産物規格・検査について、現行制度の基本は堅持しつつも以下の方向で見直しを進める必要があると考える。

さらに、今後とも、検査技術の進展や調製・流通段階での機器の高度化、取引形態の変化など農産物流通全体の状況や現場からの声を踏まえながら、農産物規格・検査について流通ルートや消費者ニーズに即した不断の点検を行い、随時、見直しを検討していく必要がある。

2 各論

事 項	主な論点等	中間論点整理
<b>2. 米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点</b>		
<p>(1) 交付金の交付要件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実需者からは農産物規格の必ずしも全ての項目が必要とされていないにもかかわらず、国の交付金の交付のためだけに検査の手数料を負担して受けざるを得ない。</li> <li>○ 米を実需者などに直接販売する農家が増えてきているので、交付金の要件を見直してもいいのではないか。交付金の数量カウントも農政局への報告をもって行うなどとしてもよいのではないか。</li> <li>○ 農産物検査とは別の手法で品質や数量を確認する場合は、農産物検査と比べて手間がかかることにならないか留意するとともに、米流通の大宗に影響することがないように、慎重に検討して欲しい。</li> </ul>	<p>ナラシなど国の交付金をはじめとする制度の運用においては、直接取引などにおいて買い手から農産物検査による証明を求められない場合にまで現行の検査が必要か否か、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ検討する必要。</p>



(参考) 規制改革実施計画 (令和2年7月17日閣議決定) (抜粋)

(7) 農産物検査規格の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し	<p>農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。</p> <p>a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金 農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。</p> <p>b 産地、品種、産年などの食品表示 食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする（例：品質確認 JA〇〇（登録検査機関名）、品質確認 〇〇ライス（農業者名））。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。 また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。 以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。</p>	令和2年度措置	a:農林水産省 b:消費者庁 農林水産省

<対策のポイント>

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）について、担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。なお、令和2年産～4年産の交付単価については、日米貿易協定の発効及び消費税率の改定に伴う影響を踏まえたものとしています。

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<事業の内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）216,322 (199,836) 百万円

- 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）64,457 (74,031) 百万円

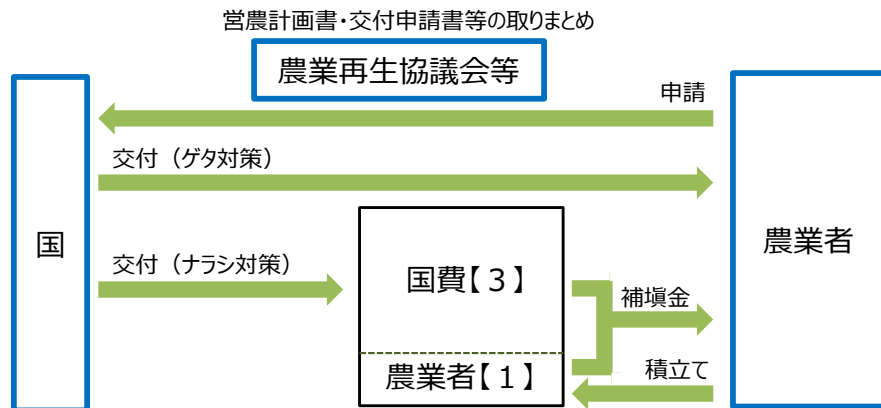
- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和元年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

8,532 (8,482) 百万円

- 農業再生協議会が行う水田フル活用ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。また、申請手続の電子化を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【交付単価（令和2年産～4年産まで適用）】

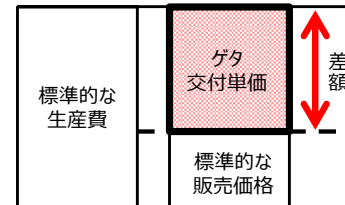
〔数量払〕交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦	6,710円/60kg	はだか麦	9,560円/60kg	でん粉原料用ばれいしょ	13,560円/t
二条大麦	6,780円/50kg	大豆	9,930円/60kg	そば	13,170円/45kg
六条大麦	5,660円/50kg	てん菜	6,840円/t	なたね	8,000円/60kg

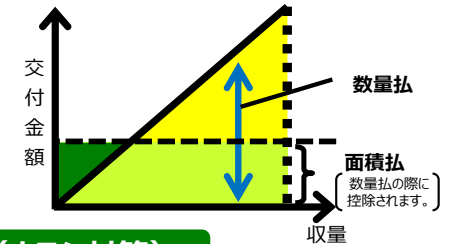
〔面積払〕当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

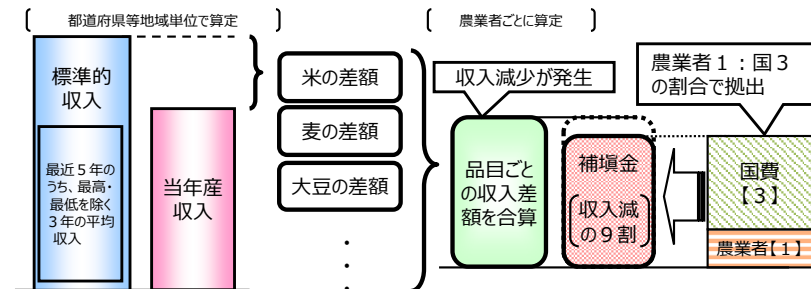
<交付単価のイメージ>



<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）



<対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化**とともに、**産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産地による産地の創造**を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、**水田農業高収益化推進助成**を新設し、支援します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン [令和7年度まで]）
- 飼料自給率の向上（40% [令和7年度まで]）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減 [令和7年度まで]
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha [令和7年度まで]）

※（ ）内は令和元年度補正後予算額

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産地の産地を創造するため、**地域の裁量で活用可能な産地交付金**により、二毛作や耕畜連携を含め、**産地づくりに向けた取組**を支援します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

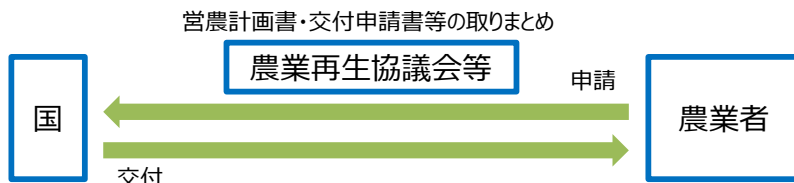
3. 水田農業高収益化推進助成

- 都道府県が策定した「**水田農業高収益化推進計画**」に基づき、国のみならず地方公共団体等の**関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組**と併せて、**水田での高収益作物への転換等**を計画的かつ一体的に推進します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

※1：飼料用とうもろこしを含む

産地交付金

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※3	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

※3：3年以上の契約

上記のほか、以下の取組について、拡大計画に基づき、年度当初に配分を行います。

- ① **転換作物拡大加算（1.5万円/10a）**  
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。
- ② **高収益作物等拡大加算（3.0万円/10a）**  
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等※4の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※4：高収益作物等；高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）**  
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- ② **高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a）** 高収益作物による畑地化の取組を支援※5。
- ③ **子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）** 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※5：その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係>

